

認定資金決済事業者協会に関する内閣府令について

第1 内閣府令の概要

1. 第1条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

2. 第2条関係

資金決済に関する法律施行令第23条第2項の委任に基づき、認定申請書の添付書類を定めるものである。

3. 第3条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第105条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会が行う会員名簿の縦覧の方法を定めるものである。

4. 第4条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、会員に関する情報の利用者への周知方法を定めるものである。

5. 第5条関係

資金決済法第92条第1項の委任に基づき、会員が認定資金決済事業者協会へ報告すべき利用者の利益を保護するために必要な情報の内容を定めるものである。

6. 第6条関係

資金決済法第97条の委任に基づき、行政庁が認定資金決済事業者協会へ提供できる情報の内容を定めるものである。

7. 第7条関係

資金決済法第98条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会の認定、

同協会に対する認定取消又は業務停止命令の場合の公告方法を官報とするものである。

8. 第8条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、標準処理期間を定めるものである。

9. 附則

その他、この内閣府令の施行に伴い、施行期日及び資金決済法の施行前においても認定を受けるための準備行為を行うことができることを定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日